

## 様式第1号（第5条関係）

### 公告

#### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

令和4年11月1日

南三陸町長 佐藤仁

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度南三陸町地方卸売市場スラリーアイス製氷塔復旧工事
- (2) 工事場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦1番地外
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで
- (4) 工事概要 貯氷タンク修繕工事一式
- (5) 支払条件 完成払とする。

### 2 入札参加資格

- (1) 南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における管工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が500点以上であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 社会保険加入企業であること。
- (5) 前年度において会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (7) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (8) 農林水産省の機関から指名停止を受けている期間でないこと。
- (9) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定する者に該当しないものであること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等
  - ア 交付期間

令和4年11月1日（火）から同月15日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町農林水産課（水産業振興係）

申請書類は南三陸町ホームページからダウンロード可能

（2）仕様書等の閲覧

ア 期間

令和4年11月1日（火）から同月15日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町農林水産課（水産業振興係）

ウ 質問

仕様書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和4年11月14日（月）午後5時までに南三陸町農林水産課へ提出すること。

エ 回答

令和4年11月17日（木）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 仕様書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

（3）入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月18日（金）午前11時から

イ 場所

南三陸町役場本庁舎3階会議室

#### 4 入札参加資格の承認申請

（1）申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（カについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

ウ 最新の総合評定通知書の写し

エ 不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

オ 契約に係る指名停止等に関する申立書

カ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

令和4年11月1日（火）から同月15日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町農林水産課（水産業振興係）

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあつた日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかつた者は、書面により、当該認められなかつた理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の110分の100に相当する額とすること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

(4) 入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、工事費内訳書の提出を要しない。

6 入札保証金

免除する。

7 入札者の失格及び入札の無効

南三陸町競争入札参加心得（令和4年南三陸町告示第96号）に定めるところによる。

8 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札したものと落札者とする。

(2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかつた場合は、地方自治法施行令

第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町農林水産課水産業振興係 担当者 佐藤・菅野

電話：0226-46-1378（農林水産課直通）

FAX：0226-46-5348